

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令
規制の名称	計量法の適切な執行に向けた計量制度見直し(民間事業者の参入の促進、技術革新・社会的環境変化への対応等)に係る規制の見直し
規制の区分	新設(改正(拡充、緩和)廃止)
担当部局	経済産業省産業技術環境局基準認証政策課計量行政室
評価実施時期	令和5年3月
事前評価時の想定との比較	<p>①課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無 当該措置は、計量法の法目的(計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与すること)を達成するために平成28年11月計量行政審議会を取りまとめられた答申を踏まえた計量制度見直しの一環であり、事前評価時点と現時点における社会経済情勢等に大きな変化は生じていない。 しかし、そのうち自動はかりを特定計量器に追加する措置については、その後の実態把握等により、検定の精度が細かいため、検定に必要な基準器が存在せず検定が不可能であり、かつ取引・証明に使用される可能性が低く特定計量器としての規制の必要性に乏しいものが存在することが判明し、当初の規制内容では円滑な法執行に影響が及ぶおそれがあることが確認されたため、令和3年8月に政令改正を実施し、一部の自動はかりについては特定計量器から除外した。</p> <p>②事前評価時におけるベースラインの検証 前述のとおり、自動はかりについては当初の規制内容に変更があったものの、全体として事前評価時からベースラインの変更はない。 当該措置は計量行政審議会答申として(1)民間事業者の参入の促進、(2)技術革新、社会的環境変化への対応、(3)規制範囲・規定事項の再整理・明確化の3つの視点から方向性が定められたものである。 仮に、「型式承認制度における試験成績書の受入等」の措置を講じなかった場合、高い技術力を有する民間の試験所の参入が妨げられるとともに、多様化・複雑化が進む型式の試験を全て型式承認機関が実施することとなり、計量器の製造が遅れることで技術革新も阻害されるおそれがあった。 また、「特定計量器の追加(自動はかり)」の措置を講じなかった場合、一定の水準を満たさない自動はかりが取引又は証明における計量に使用されることで計量法に基づく制度全体の信頼性が損なわれるおそれがあった。 更に、「特殊容器使用商品の追加(発泡酒・第三のビール)」の措置を講じなかった場合、急速に普及する発泡酒・第三のビールの提供に特殊容器を使用できず、発泡酒・第三のビールの需要拡大や効率的な生産管理の妨げになるおそれがあった。</p> <p>③必要性の検証 自動はかりについては事前評価後の実態把握等に基づき当初の規制内容を変更した経緯(※)があるが、全体として当該措置は平成28年に計量行政審議会を取りまとめられた答申を踏まえた計量制度見直しの一環であり、前述の仮想状況も考慮すると、引き続き必要であると考えられる。 ※当初の規制内容の変更には当たっては、再度RIAを実施し、規制の必要性の検証を行っている。 https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/RIA/R3RIA/210603keiryu.pdf</p>
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	
(遵守費用)	<p>④「遵守費用」の把握 「型式承認制度における試験成績書の受入等」については、製造事業者において試験成績書を整備した場合に費用負担が発生している。なお、試験成績書の整備にかかる費用は製造事業者ごとに異なるため、定量的な推計は困難である。 「特定計量器の追加(自動はかり)」については、製造事業者及び修理事業者において行政機関に届出を行う費用負担が発生している。具体的には、行政機関へ届出を行う際の費用は1件あたり、約58,000円(※)と推計される。 ※届出を行う際の作業コストについては以下のとおりと仮定。 作業時間10時間×2名=20時間 1時間当たりの人件費=(民間給与実態統計調査(国税庁、令和2年)の平均給与額(年間))4,957千円÷(労働統計要覧(厚生労働省、令和2年)の年間総労働時間(実労働時間 数)事業所規模30人以上)1,685時間=約2,900円 20時間×約2,900円=約58,000円 「特殊容器使用商品の追加(発泡酒・第三のビール)」については、製造事業者において追加商品に関する特殊容器開発のための費用負担が発生しているが、事業者としては競争上の機微な情報に該当するため開示が難しく、定量的な推計は困難である。 一方で、「定期検査免除期間の特例措置の廃止」については、事前評価時に懸念されていた在庫品の廃棄や製造事業者における検定等の受検による費用負担及び使用者における検査の費用負担において、実際に大きな支障が生じたとの情報は業界から上がってきていないため、遵守費用は発生していない。</p>
(行政費用)	<p>⑤「行政費用」の把握 「型式承認制度における試験成績書の受入等」については、試験成績書受入に関する規定等の整備に係る業務や試験成績書受入可能な事業者の認定及び試験成績書の確認に係る業務が増加したが、行政費用は特段発生していない。 「特定計量器の追加(自動はかり)」については、製造事業者及び修理事業者による届出に係る業務や特定計量器の追加に係る規程等の整備、自治体等へのメールやHP掲載等による周知に係る業務が増加したが、行政費用は特段発生していない。 「特殊容器使用商品の追加(発泡酒・第三のビール)」については、追加商品に関する型式等の技術基準の整備、関係団体へのHP掲載等による周知に係る業務が増加したが、行政費用は特段発生していない。 「定期検査免除期間の特例措置の廃止」については、製造事業者、使用者、自治体等へのHP掲載等による周知に係る業務が増加したが、行政費用は特段発生していない。</p>
	影響の要素
	<p>⑥効果(定量化)の把握 「型式承認制度における試験成績書の受入等」については、製造事業者において試験成績書を活用した新製品の迅速な市場投入が可能となり、使用者において高度な計量器やニーズに応じた新商品をより多くの選択肢からより早く購入可能となっている。なお、試験成績書の活用状況については、例えば、平成29年度～令和3年度までの非自動はかりの型式承認申請のうち約半数が試験成績書を活用したものである。 「特定計量器の追加(自動はかり)」については、表1のとおり製造事業者及び修理事業者による届出を受理しており、製造事業者等において適正な計量の実施の確保に資する自動はかりの供給による自社製品の信頼確保がなされ、使用者においては当該自動はかりを使用した計量によって取引又は証明がされた自社商品に対する信頼確保がなされている。また、行政機関としてはより適切な法執行に向けた実態把握が進んでいる。 「定期検査免除期間の特例措置の廃止」については、使用者においてより正確な計量器の購入機会が増え、国民においては適正に計量された商品の購入機会が増えている。</p> <p>⑦便益(金銭価値化)の把握 「型式承認制度における試験成績書の受入等」については、試験成績書の受入に伴う手数料の減免により最大で数十万円の減額が適用される。なお、当該措置により事業者の効率的な生産管理等が行われた場合、最終購入商品の価格の低下が見込まれるが、実際に調査することは困難である。 「特定計量器の追加(自動はかり)」については、届出製造事業者による信頼性の高い自動はかり供給に伴い、非自動はかりから自動はかりへの転換が推進された結果、自動化、省力化によるコスト削減が見込まれるが、実際に調査することは困難である。 「特殊容器使用商品の追加(発泡酒・第三のビール)」については、追加された商品の特殊容器の型式標準化を図ることが可能となり、特に発泡酒の特殊容器としてビール瓶が使用可能なため、共通の容器を使用することで開発費等のコスト削減が可能となっている。</p> <p>⑧副次的な影響及び波及的影響の把握 当該措置による負の影響は④に示した遵守費用の負担であり、それらのほかに副次的な影響及び波及的影響としては、⑦に示したとおり最終購入商品価格の低下が見込まれる。</p>
考察	<p>⑨把握した費用、効果(便益)及び間接的な影響に基づく妥当性の検証 ④及び⑤に示したとおり費用負担が発生しているものの、⑥及び⑦に示した効果・便益は審議会答申の達成目標である計量法の法目的に合致しており、今後も同様の効果・便益が発生すると考えられることから、当該措置を継続することが妥当である。 ただし、自動はかりについては、今後も製造及び使用状況の実態把握に努め、円滑な経済活動と適切な法執行の双方を担保する観点から、必要に応じ、規制の範囲や内容等に関する柔軟な見直しを検討する必要がある。</p>
備考	